

令和2年度学校支援に係る学習プログラム開発事業

長期休業期間、土日等の休業日等に学校外での

総合的な学習の時間 × 社会教育施設

活用の手引き



茨城県水戸生涯学習センター



はじめに

中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(平成30年12月)では、学校教育と社会教育を通じて、子供たちが地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との一層の連携を推進する必要があると示されています。

また、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」(通知)(平成31年3月29日)では、実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図ることが必要であると示されています。そこで、長期休業日や土日等の休業日等に学校の外部において「総合的な学習の時間」を行う際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて、その位置づけを年間指導計画などに明確にする場合に、各学校の判断により、総合的な学習の時間の年間授業時数の1/4程度(約70時間のうち18時間)まで、教師の立ち合いや引率を伴わずに学習活動を展開する際の留意事項を示しています。

これを受けて、当センターでは令和元年度より学校教育における総合的な学習の時間の実態調査を行い、休業日等における総合的な学習の時間の社会教育施設を活用した効果的なプログラムを開発するため、大学、教育事務所、社会教育施設、公民館、学校と連携を図り、モデルプログラムの開発に取り組んで参りました。

この度、社会教育施設で実施できるモデルプログラムを集約し、「総合的な学習の時間×社会教育施設 活用の手引き」を作成いたしました。各学校におかれましては、児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、この「活用の手引き」を御活用いただき、地域の教育資源の活用による多様な学習活動を充実させるとともに、学校における働き方改革の実現にお役立ていただけましたら幸甚に存じます。

また、他県及び各市町村の生涯学習社会教育施設におかれましては、この「活用の手引き」を参考にしていただき、地域の子供たちの多様な学習機会の提供のために、創意工夫して活用していただければ幸いです。

結びに、当プログラムの開発にあたり、御支援・御協力を賜りました関係機関の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

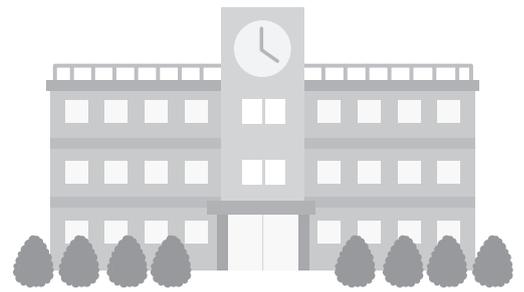
茨城県水戸生涯学習センター 所長 小沼 公道





I 学校支援プロジェクトについて	
① 「活用の手引き」のねらい	1
② 活用にあたって	3
【学校編】	
【社会教育施設編】	
II 休業日等を実施する「総合的な学習の時間」について	
アンケート結果	6
III モデルプログラム	
モデルプログラム一覧	8
1 美術館を活用したモデルプログラム	9
2 歴史館を活用したモデルプログラム	13
3 図書館を活用したモデルプログラム	17
4 公民館を活用したモデルプログラム	21
IV Q&A こんなときどうするの？	25
【学校】	
Q1 自由な調べ学習のような活動は？	
Q2 保護者も一緒に活動に参加できる？	
Q3 教師の立ち会いや引率を伴わないとあるけど、教師の勤務形態は？	
【社会教育施設】	
Q1 児童生徒の評価は誰かするの？	
Q2 活動の日、緊急時の対応は？	
V 参考資料	29
様式1 「社会教育施設利用申請書」(例)	
様式2 「ワークシート(例)」	
休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて(通知)	

I 学校支援プロジェクトについて



1 「活用の手引き」のねらい

(1) 中央教育審議会答申より

平成30年12月に出された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、学校教育と社会教育を通じて、子供たちが地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との一層の連携を推進することが必要であると示されています。

また、その具体的方策として、児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて学びを深め、実践することを重視する観点から、公民館や図書館、博物館等の社会教育施設を、「総合的な学習の時間」で、夏期休業期間や土日等も含め積極的に活用し、子供たちが地域の中で活動しながら学ぶ機会を充実すると示されています。

新しい時代に求められる資質・能力を子供達に育むために、学校教育と社会教育施設との連携の必要性が一層高まっています。

(2) 休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）より

平成31年3月に出された「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」(通知)において、地域等の協力を得ながら総合的な学習の時間を更に充実させていく観点から、長期休業期間や土日等の休業日、放課後等に学校の外部において教師の立ち会いや引率を伴わずに実施する総合的な学習の時間についての基本的な考え方や留意点が示されています。

また、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様性が学習活動の充実には、社会教育施設の協力を得た学習活動を念頭に置くことが示されています。

また、この通知を受け、茨城県教育委員会から、今後の総合的な学習の時間の学校外の学習活動がより効果的に実施されるように通知が出されるとともに、県の学校教育指導方針には、努力事項（指導計画の改善・充実、探究的な見方・考え方を働かせた、横断的・総合的な学習過程の充実）に係る具現化のための取組として、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」実施における留意事項の徹底が示されています。

上記のことから、令和元年度から令和2年度の2年間にかけて、学校支援プロジェクト実行委員会を設置し、大学、水戸教育事務所、市町村教育委員会、社会教育施設、学校の協力のもと、学校教育における総合的な学習の時間の実態調査を行い、休業日等における総合的な学習の時間の社会教育施設等を活用した効果的なモデルプログラムを開発し、これが各学校での活用されることにより、多様な学習活動の充実や働き方改革の実現を図ることを目的としています。

学校

休業日等に総合的な学習の時間の学校外の学習活動を取り入れることで

- 地域の教育資源の活用による多様な学習活動を充実させることができます
- 学校における働き方改革を実現することができます

社会教育施設

児童生徒の受入について

- 社会教育施設の役割を果たすことができます(各法令より)
- 児童生徒の活用のきっかけをつくることができます
- 地域で子供たちを育てるきっかけづくりができます



学校教育と地域の教育資源の活用のイメージ図

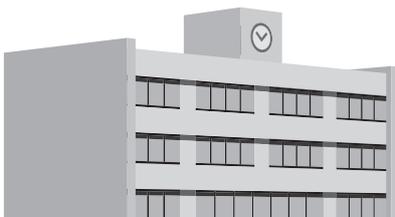
個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を目指して

学校教育

総合的な学習の時間

教育課程

- 開かれた教育課程の実践



社会教育

社会教育施設(生涯学習関連施設)

公民館・図書館・博物館・美術館・歴史館等
(モデルプログラムを記載)

地域関係団体との連携

- 社会教育関係団体
- NPO、民間企業 等

地域の教育資源の活用

- 地域学校協働活動推進員 等



連携・協働

2 活用にあたって

学校編

(1) 「活用の手引き」に関する確認事項について

この「活用の手引き」を御利用するにあたって、各学校で現在の状況を確認してみましょう。

【チェック表】

チェック	チェック項目
	探究の過程を踏まえた年間指導計画が作成されているか <ul style="list-style-type: none">• 探究的な学習の過程を踏まえた学習活動となるよう留意する• 総合的な学習の時間における探究的な学習の過程に適切に位置づける
	指導計画等に学校外学習活動に関する留意事項を示しているか <p>指導計画等において、以下について記載したものを添付することが考えられる</p> <ul style="list-style-type: none">• 活動先や活動時期、事前及び事後の指導等の学習活動に関すること• 学習活動の授業時数、授業日数に関すること• 児童生徒の安全管理に関すること（学校との緊急時の連絡体制を含む）• 児童生徒の取組状況の把握に関すること
	児童生徒の取組状況の把握の仕方を工夫しているか <ul style="list-style-type: none">• 児童生徒の様子や感想など、把握したい学習状況について、活動先に伝達したり、児童が自ら記録するワークシートを配布したりする• 欠席や活動に参加できなかった場合は、学校で適宜対応する
	授業時数、授業日数及び出席日数等の取扱を把握しているか <ul style="list-style-type: none">• 指導計画等で授業時数及び授業日数を定めておく• 指導要録における授業日数は、実際に学習活動を実施した日数ではなく、上記指導計画等において定めた授業日数を記載する• 欠席の記録に関する指導要録の取扱は、学習状況等を踏まえ、学校で適切に取り扱う

(2) 児童生徒の安全管理について

(ア) 社会教育施設等と共有すること

あらかじめ活動先と、活動実施日や参加する児童生徒に関する情報、活動内容、及び緊急時における連絡先等について社会教育施設と共有するなど、児童生徒の安全確保に配慮しましょう。

(イ) 緊急時の連絡体制

必要に応じて職場体験活動や校外学習等の外部と連携した活動を実施する際に活用している既存の様式等も活用しながら、緊急時の連絡体制を整えましょう。

(ウ) 活動に係る保険の対応について

活動中の負傷等について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付の対象となり得るため、具体的な適用に関する疑義等については、必要に応じて照会しましょう。また、活動先の財物に損害を与えた場合の備えについて、民間の保険に加入するなど必要な対応を行いましょう。

(エ) 事前の児童生徒への指導について

施設までの行き方、施設を利用する時のマナー（挨拶、言葉使い等を含む）等について、必ず確認をお願いします。

(3) 教育課程の取扱い

総合的な学習の時間において、長期休業期間や土日等の休業日に、教師の立ち会いや引率を伴わない学校外学習活動を、例えば年間事業時数の1/4程度（70時間のうち18時間）取り組んだ場合、通常の授業日の扱い等については、以下のとおりです。

Q1 18時間分、授業時数を減らすことができるのか。

A1

長期休業期間や土日等の休業日に18時間の学校外学習活動を実施した場合は、通常の授業日に実施する授業時数は、残りの52時間となります。

※各学校が定める総合的な学習の時間の年間指導計画や単元計画等に、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の位置付けをし、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて明確にしておくことが大切です。

Q2

18時間分、他教科等の補充等に充てるのが適切か。

A2

18時間分を安易に他教科の補充等に充てることは適切ではないが、各学校が、総合的に判断して適切に教育計画を定めることとなります。

(4) 評価について

(ア) 評価の方法

把握したい学習状況が分かるように学校が作成したワークシートもしくは社会教育施設が作成しているワークシートを持参させ、児童生徒が自ら記録したものから評価するなどの工夫が必要です。

(イ) 社会教育施設との連携

社会教育施設が直接活動の評価をすることはありませんが、把握したい様子について、事前に社会教育施設に伝達しておくことも考えられますので、相談してみましょう。

社会教育施設編

(1) 安全管理について

活動中の児童生徒の安全管理については、普段の業務に準じた十分な配慮をお願いします。

(2) 緊急時の対応

社会教育施設は、活動実施日に学校からの連絡の対応や、緊急時の児童生徒の対応及び学校への連絡をすることが考えられますので、事前に学校と確認を行ってください。

(3) 評価について

社会教育施設が活動の評価をすることはありませんが、活動の実施の後、ワークシートに施設の職員がサイン等をするすることで、来場したことが学校にわかるよう、お願いします。

(4) 保護者の対応について

児童生徒の保護者が施設までの引率をすることが考えられますが、当プログラムは総合的な学習の時間の一環として実施しますので、保護者が一緒に活動することは想定していません。なお、保護者が児童生徒とは別に施設内を見学することは考えられます。また、活動が終了するまで施設で待機したい等の要望がありましたら、施設の状況に応じて相談に応じてください。



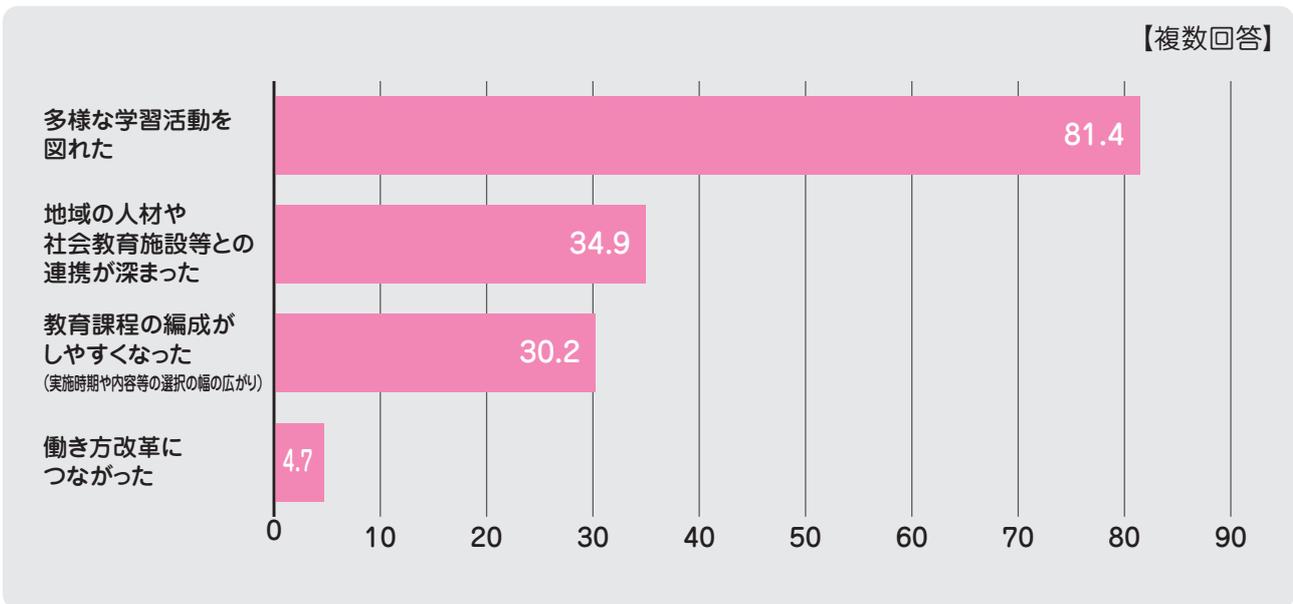
Ⅱ 休業日等を実施する「総合的な学習の時間」について

令和2年6月に、水戸教育事務所管内公立小中学校・義務教育学校、及び国立・私立小中学校を対象に、「休業日等における総合的な学習の時間に関するアンケート」を実施し、174校から回答を得ました。

休業日等に総合的な学習の時間を実施した43校から得た結果は以下のとおりです。

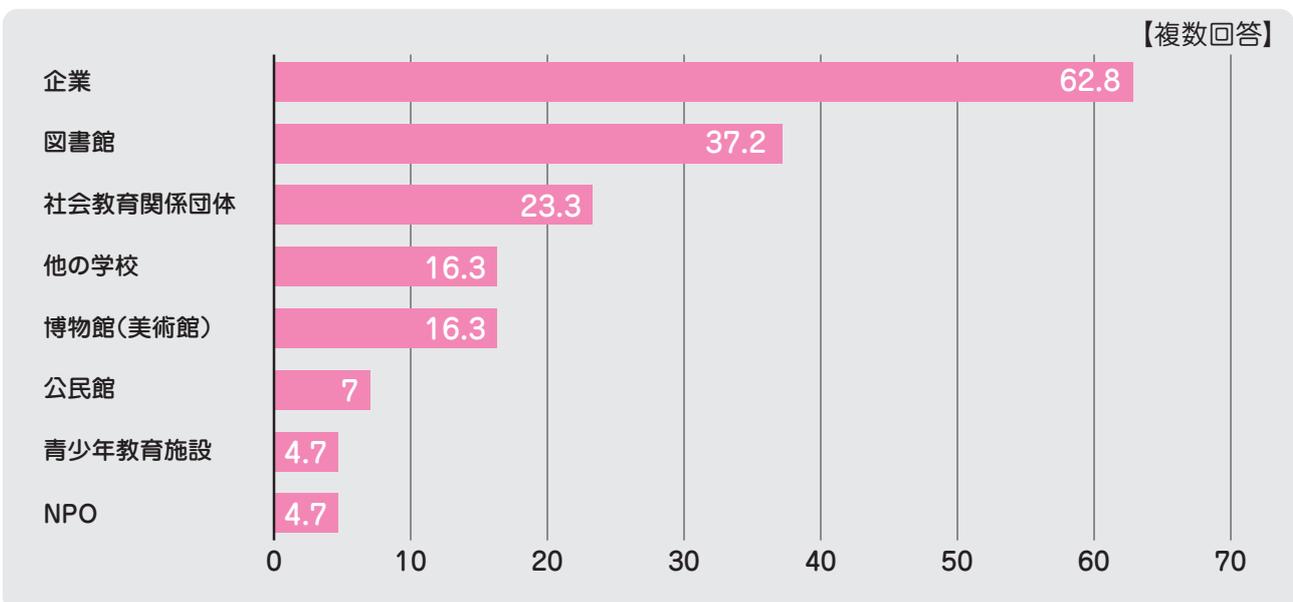
(1) 休業日等に「総合的な学習の時間」を実施した利点

- 約80%以上の学校で、「地域の教育資源を活用することにより、多様な学習活動が図れた」と回答しています。



(2) 休業日等に「総合的な学習の時間」を実施した施設等

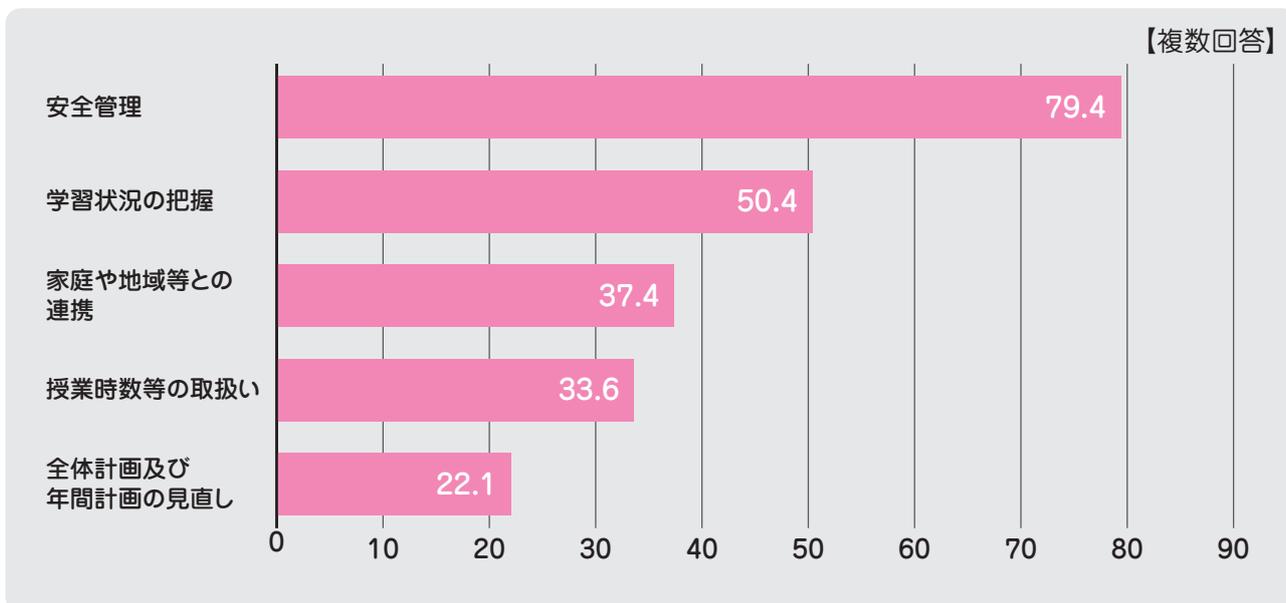
- 約60%以上の学校で「企業」と回答しています。その他、社会教育施設〔図書館、博物館(美術館)、公民館〕が活用されています。



休業日等に総合的な学習の時間を実施していない131校から得た結果は、以下のとおりです。

(3) 休業日等に実施する懸念事項

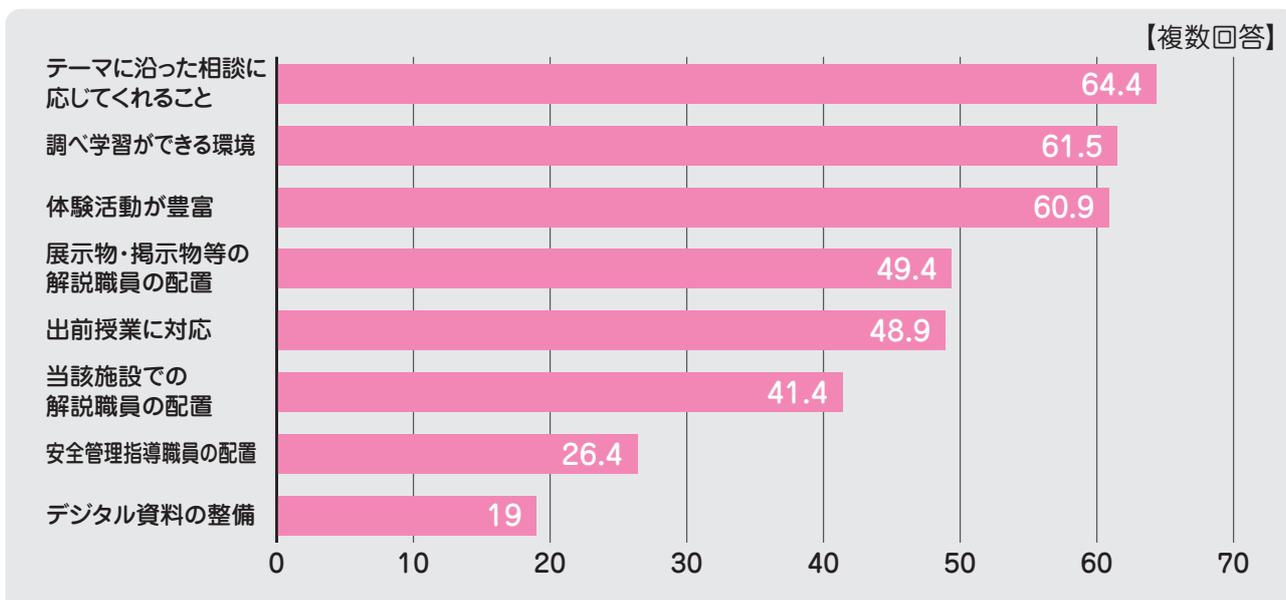
- 約80%の学校が、「教師が立ち会いや引率を伴わないことによる、安全管理（緊急時の対応等を含む）への対応」と回答しています。また、約50%が、「児童生徒の学校外での学習状況の把握や評価」と回答しています。



全小中学校・義務教育学校174校から得た結果は、以下のとおりです。

(4) 社会教育施設に期待される学習資源

- 約60%以上の学校では、「当該校のテーマに沿った体験活動等の相談に応じてくれること」「調べ学習ができる環境（図書、ICT等）が整備されていること」「提供される体験活動の種類が豊富なこと」と回答しています。



Ⅲ モデルプログラム一覧

モデル施設	テーマ	体験型	調べ学習型	評価基準		
				知識技能	思考判断 表現	主体的に 学習に取り組む態度
茨城県 近代美術館	美術館で であう	○	○	知識	まとめ表現	自己理解 他者理解
茨城県立 歴史館	先人に学ぶ	○		探究的な 学習のよさ の理解	整理・分析	自己理解 他者理解
茨城県立 図書館	自分の地域 を調べよう		○	技能	情報の収集	主体性 協働性
東海村 中央公民館	※テーマに合 わせて公民 館がフレキ シブルに対 応します	○	○	探究的な 学習のよさ の理解	課題の設定	将来展望 社会参画

● 具体的な学習評価については、下記をご参照ください。

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）

小学校編（総合的な学習の時間）

中学校編（総合的な学習の時間）

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html?fbclid=IwAR2Tj2LRh474akJ1HeMis4jqd5lpDI9FZSzHAs7fTzZInpQFjtbgOH6sjkA>





美術館でであう(コレクションミニガイド)

学習課題

- 芸術(所蔵作品展の鑑賞)

ねらい

- 展示解説員による所蔵作品の解説を聞きながらの鑑賞を通して、自分の見方や考え方を広げるとともに、作家の生き方や考え方を知り、自己の生き方を考える。

効果

- 知識
- まとめ・表現
- 自己理解・他者理解

- 対象学年 小学校1年～中学校3年
- 人数 制限はございませんが、場合によっては人数調整をさせていただく場合がございます。学校団体で多数の児童生徒が参加する場合は、事前にご連絡ください。
- 持ち物 ワークシート(近代美術館のホームページからダウンロードしたもの、または学校で作成したもの)
※ワークシートの左上に、学校名、右上に施設チェック欄をお願いします。
- 期間 所蔵作品展ギャラリートーク(毎月第3土曜日、午前11時～、約30分間)
コレクションミニガイド(火～金曜日、午後1時30分～、約20分間)
(土日祝日、午後1時30分～、約20分間)
※現在、実施を見合わせております。再開については当館ホームページでお知らせいたします。
※実施の有無や開催日は必ずホームページ等で確認してください。



事前学習

- 各学校に配布された「美術館へ行こう！」から、美術館の概要や、見学のマナーについて、確認する。

展開例

所用時間 1時間20分

時間	内容	留意点
開催10分前まで	総合受付でワークシートを見せて、入室バッジを受け取る。	学校名を印字するか ゴム印で押印済みの ワークシートを必ず 持参する。 (展示室内に入るため に必要になります。)
開催5分前	<ul style="list-style-type: none">●所蔵作品展入口に入室バッジを付けて行く。●入口にいる展示解説員に参加の旨を伝える。	
展開 (20分間は解説を 聞きながら。その 後は自由です。)	<ul style="list-style-type: none">●展示解説員による所蔵作品の解説 「コレクションミニガイド」に参加する。●解説を聞きながら、心に残った作品についてワークシートに記入する。●引き続き自由に鑑賞をする。	<ul style="list-style-type: none">●展示室で使えるのは鉛筆のみ。シャープペンシルやペンは使用できません。●必要に応じてメモをとったり、ワークシートにまとめたりする。
1時間程度	企画展(2階)を鑑賞する	
退館前	総合受付で、必要に応じてワークシートにスタンプを押してもらう。	来館したしるしにする。

事後学習

- 整理・分析した結果や自分の考えをまとめたり、他者に伝えたりすること、振り返ること対象や自分自身に対する理解を深める活動が考えられます。

展示室について

- 展示室内の作品鑑賞は、解説パネル、作品のキャプションを参考にしてみましょう！
- 1階の所蔵作品展示室内でできること

- 所蔵作品展示室1は一部撮影できる作品もありますので、学習の記録としてとっておきたい場合には、撮影が可能な作品か展示室内の職員に声をかけて確認しましょう。
- 作品などについて分からない事がある場合には展示解説員に質問できます。



(展示解説員による説明)

ハローミュージアムのお知らせ ～学校で美術館職員と美術鑑賞をご一緒しませんか～

スタッフが、ナビゲーターを務め、オープニングから作品鑑賞、エンディングまで展開します。映像を鑑賞しながら、インタビューしたり、クイズを出したりと楽しいアートな時間を過ごせます。

ハローミュージアムの流れ

- オープニング
- 番組上映とナビゲーターのトーク
番組例「日本画で描く茨城の風景」
「かっぱのおはなし小川芋銭」
「横山大観 流燈」
「海・川・湖」など
- エンディング



◇ 詳しくは、
茨城県近代美術館ホームページ ▶ 教育・研究 ▶ ハロー!ミュージアム



ご担当の先生方へ

「茨城県水戸生涯学習センターの『活用の手引き』を見ました」とお伝えください。

● 申込の流れ

• 1ヶ月半前までに	事前連絡 (電話)	• 来館する児童・生徒数、日時について
• 1ヶ月前まで	申請書提出	• 「入館料減免申請書(様式第1号第18条第1項関係)」必要事項を記入したものを郵送もしくは持参してください。

入館減免申請書等の様式は以下からダウンロードいただけます。

[茨城県近代美術館ホームページ](#) ▶ [ご利用案内](#) ▶ [開館時間・休館日・料金](#)

● ワークシートについて

- 活動日には、必ずワークシートを持参させてください。
- ワークシートは学校で作成したもの、または近代美術館で作成したもの(ホームページからダウンロードができます)、どちらでもかまいません。
- 児童・生徒が来館する際に当該校の所属であることを確認するため、**必ずワークシートの左上に学校名を印字するかゴム印で押印してください(手書きではなくゴム印でお願いします)**。
- 児童生徒が持参したワークシートに、来館のしるしとして受付印を押印させていただきます。

● お知らせ

学校に赴いて実施する「ハロー！ミュージアム」など、学校団体様向けのさまざまなプログラムをご用意しております。団体来館も受け付けております。ぜひ、ご相談ください。ご利用をお待ちしております。

※令和3年3月現在、ご紹介の「コレクションミニガイド」は感染症拡大防止の観点から当面、実施を見合わせております。再開する場合は当館ホームページでお知らせいたします。

茨城県近代美術館

URL <http://www.modernart.museum.ibk.ed.jp/>
TEL 029-243-5111 FAX 029-243-9992





先人に学ぶ《タイムスリップ》 ～昔のくらしや文化に触れる体験活動から

学習課題

- 伝統文化
- ものづくり

ねらい

- 実物を見たり触れたりして疑似体験しながら、当時のくらしや文化、先人の考えや願い等を知ることを通して、今の生活を見つめ直し、自己の生き方を考える。

効果

- 探究的な学習のよさの理解
- 整理・分析
- 自己理解

- 対象学年 小学校3年～中学校3年
- 人数 1～20名程度(学習プログラムの種類により異なります。)ただし、体験用グッズの数に限りがありますので、利用の際は、必ず事前(1週間前まで)にご連絡ください。(TEL 029-225-4425)
- 持ち物 プログラムで使うワークシートは来館時にお渡しします。活動で必要なものがあれば各自でお持ちください。
- 実施時間 10:00～12:00
- 開館時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
- 入館料 高校生以下は無料
- 休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日。そのほか館内整理、年末年始の休館あり)詳しくは、茨城県立歴史館のホームページでご確認ください。
<https://rekishikan-ibk.jp>

事前学習

- 既習の歴史の学習を振り返り、先人のくらしや文化に興味をもつ。



展開例

先人に学ぶ I 「勾玉作りに挑戦！」の場合

対応可能人数 1～20名 所要時間 約70分

時間	内容	留意点
入館手続き	※事前予約の上、入館申込書は事前にFAX等で送付当日は、「総合案内」にて受付をする。 ・学校名、氏名、学習内容等を伝える。	※材料費300円は、当日支払い（価格は変動することあり）
10分	「昔のくらしをのぞいてみよう」 勾玉の歴史について知る。 	・ 出前講座「勾玉作り体験」を活用
5分	勾玉の作り方について説明を聞く。 世界にひとつだけのオリジナル勾玉を作ろう。	
50分	勾玉作りに挑戦する。 ・ 勾玉用の石に下絵を描く。（型のスタンプでも可） ・ 不要な部分を粗目のサンドペーパーで削る。 ・ 細目のサンドペーパーで削りながら、形を整える。 ・ 水研ぎしながら、光沢が出るよう磨く。 ・ 好きな色で着色し、穴にひもを通して仕上げる。	※持参品 ・ 鉛筆 ・ スーパーの袋 
5分	本時のまとめをする。 ・ 古代の人々の生活の様子や人々の願い、生きる知恵やものづくりの技術について知ることができた。	・ 出来上がった勾玉を身に付け、感想を話し合う。



事後学習（例）

- 地域の古墳や勾玉等の出土品を調べる。体験したことをもとに、当時のくらしの様子をパワーポイントや模造紙にまとめる。
- 発表会でお互いの考えを伝え合う。

II「十二単体験」、「よろい・かぶと体験」の場合

対応可能人数 1回につき各3名まで

所要時間 約50分

時間	内容	留意点
入館手続き	<p>※事前予約の上、入館申込書は事前にFAX等で送付 当日は、「総合案内」にて受付をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校名、氏名、学習内容等を伝える。 	※体験料無料
5分	<p>「昔のくらしや文化をのぞいてみよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平安時代の人々のくらしの様子について知る。 • 甲冑の歴史や時代背景について知る。 	
10分	<p>「十二単」または、「よろい・かぶと」「刀」等の各部名称や構造、役割等について説明を聞く。</p> 	※体験用グッズ活用 (子供用、大人用のサイズあり)
30分	<p>体験用の十二単(または、よろい・かぶと)を試着(装着)する。</p> <p>〇〇時代を体感してみよう!</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平安時代(戦国時代)の人々の気分を味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 試着の際は、職員(ボランティア)が補助 • 服の上から試着(装着)する。 • 写真撮影可能 (カメラ等は各自で持参)
5分	<p>本時のまとめをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 試着(装着)してみた感想を話し合う。 • その時代の人々の生活の様子や人々の思いにふれることができた。 	



事後学習(例)

- さらに当時の遊びや祭り・風習等について調べ、生活の移り変わりについてパワーポイントや模造紙にまとめる。
- 発表会でお互いの考えを伝え合う。

●そのほかの「先人に学ぶ」学習プログラムをご紹介します！

(対応可能人数 各1～20名)

タイトル	内 容	所要時間
Ⅲ ちょっと昔の暮らし体験	<ul style="list-style-type: none"> 昔の暮らしの様子を再現した2つの展示を比較し、生活道具の移り変わりや暮らしの変化について考える。 道具を実際に使って、昔の暮らしを疑似体験する。 ※ワークシートをお配りします	約40分
Ⅳ 水戸城、千波湖、偕楽園調べ	<ul style="list-style-type: none"> 水戸城の移り変わりについて調べる。(歴史、千波湖との関連等) 千波湖の魅力について調べる。(歴史、自然等) 偕楽園の歴史について調べる。(千波湖との関係、好文亭、弘道館等) ※ワークシートをお配りします	約30分 } 60分
Ⅴ 茨城の偉人から	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県ゆかりの郷土の偉人について、旧水海道小学校本館内にある展示を見ながら調べる。(先人クイズ、郷土カルタ等を活用) 地域の歴史や人々の思いや願いを知る。 	約60分
Ⅵ 「茨城の歴史をさぐる」の展示見学	<ul style="list-style-type: none"> 2階常設展「茨城の歴史をさぐる」の展示解説を聞きながら、茨城の原始・古代から近現代に至るまでの歴史の流れを学ぶ。 ※特別展期間を除く	約30分

※プログラムの内容は、年度によって多少の変更があります。ご利用の際にご確認ください。

ご担当の先生方へ

- 施設の使い方等について、事前のご指導をお願いいたします。
茨城県立歴史館ホームページ▶「ご利用ガイド」をご参照ください。
- 活動日の1週間前までに、「電話での予約」と「入館申込書(FAX可)」の提出をお願いいたします。また、「要望事項」の欄に利用したい学習プログラム名と参加人数をご記入ください。
※書類のダウンロード先 茨城県立歴史館HP▶ご利用ガイド▶入館申込書について
- 参加者名簿と連絡先等につきましては、電話予約後に、内容についてお打合せの上、別紙にてご提出ください。

- メニューにない学習内容等につきましては、お気軽にご相談ください。





例) 自分の住んでいる地域を調べよう

学習課題

● 伝統文化

※この他にも様々な課題について対応できます。

ねらい

- 地域の現状や過去の出来事等について図書館にある郷土資料やオンラインデータベース、レファレンス機能を有効活用する技能を高め、集めた情報をもとに、主体的に学習する力を高める。

効果

- 技能
- 情報の収集
- 主体性
 - ・ 図書館での調べ方がわかる。
 - ・ 地域のことわかる。
 - ・ 自分の考えを深く調べることで明確なものにできるとともに資料等をもとに新たな仮説を立てたり課題を設定したりすることができる。

- ・ 対象学年 小学校1年～中学校3年
- ・ 人数 1～40名程度
ただし、10名以上での利用の場合は、事前に連絡をいただければ会議室を確保できる場合がありますので普及課までご連絡ください。
★県立図書館 普及課 TEL：029-228-3622(ダイヤルイン)
FAX：029-228-3583
- ・ 持ち物 活動に必要なものをお持ち下さい。
- ・ 期間 平日 9時～20時、土日祝日 9時～17時
休館日 月曜日
★開館日については、必ず茨城県立図書館ホームページで確認してください。

事前学習

- 図書館の利用の仕方について確認する。

展開例

所用時間 2時間

時間	内容	留意点
入館 5分～10分程度	<ul style="list-style-type: none"> ・入館しましたら、図書館職員の案内で3階の事務室(普及課)までお越し下さい。 ※県立図書館利用カードは、1階にある総合カウンターで作成できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書を持参しましょう。 ・カードを作成するには、身分を証明するものがが必要です。
展開 60分程度	<p>課題に関する資料を集めよう！</p> <p>【方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 図鑑、書籍等を活用 館内にある検索機を使ってみよう ② オンラインデータベースを活用 2階 自然科学コーナーへ ③ 新聞資料を活用 1階 新聞・雑誌コーナーへ ※過去の新聞(例30年前の記事等)は、新聞・雑誌カウンターへ ④ レファレンスサービスを活用 1階 こども図書室のカウンター又は 2階 自然科学コーナーにある レファレンスカウンターへ 	<ul style="list-style-type: none"> ・検索機は館内に11台有ります。 ・データベース閲覧機器は2台有ります。 ・マイクロフィルムデータは印刷が可能です。 ・CD-ROM形式は閲覧のみです。
50分程度	<p>◎集めた資料をもとに情報をまとめよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 情報共有をする(グループ調べの場合) ➔ ノートや模造紙等にまとめる。 <p>※図書館にある本(資料等)を持ち帰る場合は県立図書館利用カードが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出期間は2週間
退館 5分程度	<ul style="list-style-type: none"> ・3階にある事務室内の普及課まで ➔ 証明書等をお渡しします。 	

事後学習(例)

- 自分の意思で目標に向かって課題の解決に取り組み、調べたことをパワーポイントや模造紙にまとめたり、発表会でお互いの考えを伝え合う活動が考えられます。

1 図書館の利用について

図書館にある資料を借りる場合には、利用カードが必要になります。利用カード申請書に記入して総合カウンターまで提出をお願いします。その際、身分を証明するものが必要になります。また、学校で利用する場合には、事前申請ができます。確認等がありますので事前に電話での問い合わせをお願いします。



※申請書

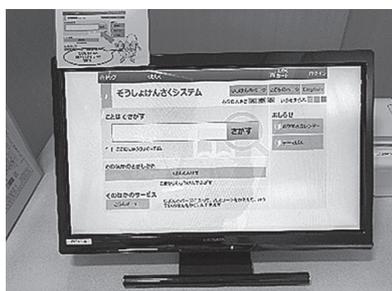
茨城県立図書館 HP ▶ 利用案内 ▶ 申請書ダウンロード

2 検索機について

インターネットでも県立図書館の本を探ることができます。

こども図書室には、「タッチパネル検索機」が2台あります。本のタイトルやキーワードから本を探ることができます。読みたい本をみつけたら、レシートを印刷しましょう。本の場所や、「ラベル」の番号がかいてあります。

探し方がわからない場合は、図書館の人に声をかけてください。



タッチパネル式（こども図書室）



キーボード入力式

3 レファレンスサービスとは

司書さんが、調べたいことに関する資料の紹介、情報の提供、調べ方、方法などについて、ていねいに優しく相談にのってくれます。とても心強いサービスです。

例えば、こんなご質問にお答えしています。

- ○○という本はどこにありますか？
- ○○について調べたいんですが、どうすればよいですか？
- ○○について書かれた本はどこにありますか？



調べ学習に関連する事業の紹介(例)

昆虫、魚、自然環境が
テーマはこちら！

「県立図書館で見て！ ふれて！調べて！ いきもの博士」事業	生物や環境に詳しい方を講師に迎え、県立図書館所蔵の資料と講師の解説で昆虫・魚・自然環境について学ぶことができます。さらに、県立図書館の資料を展示し、図書館職員によるブックトーク等で調べ学習のおもしろさを体験する事業です。
「名作を楽しむ会」事業	日本文学について詳しい講師による解説及び県立図書館ボランティアによる朗読等により名作を楽しむことができます。さらに、茨城県立図書館の資料を展示し、読書に親しむ事業です。

読書に親しむなら
こちら！

ご担当の先生方へ

●利用申請書について

利用申請書 活動の1ヶ月前までには、電話でのお問い合わせをお願いします。その後、利用申請書を提出していただきます。申請書受理後に内容等を含めた確認をさせていただきます。

●調べ学習をスムーズに行うために

県立図書館には約97万点の資料がありますので、事前に調べるテーマやキーワードの情報をいただければ、司書が児童・生徒たちの学年に即した必要な資料等を洗い出し、リストアップいたします。

また、調べていて新たな課題等が見つかった場合には、レファレンスカウンターへ来ていただければ適切なアドバイスをさせていただきます。

●お役立ち情報はこちら！

学習や読書活動に役立つ本を内容ごとにまとめた“図書パック”の貸し出し、一度に500冊まで、6か月間借りられる貸出文庫用図書、学校教材として利用できる映像の貸出サービスなどもあります。

[茨城県立図書館HP](#) ▶ [利用案内](#) ▶ [学校関係者の皆様へ](#) ▶ [学校と県立図書館をつなぐツール](#)



体験 調べ学習

東海村中央公民館の例



学習課題

● 伝統文化、環境、福祉

※この他にも学校のテーマ設定に合わせて対応できます。

ねらい

- 中央公民館が幅広い知識や経験を有する人材や団体をコーディネートすることで、児童生徒の多様な学習活動の充実を図る。
- 幅広い知識や豊かな経験を提供することで、これらの資質能力を伸ばす。

効果

- 探究的な学習のよさの理解
- 課題の設定
- 社会参画

- こちらのモデルプログラムは
東海村中央公民館が幅広い知識や経験を有する人材や団体をコーディネートして児童生徒に提供することが可能な活動の事例になっています。

- 対象学年 小学校3年～中学校3年(東海村民に限定)
- 人数 20名程度
- 持ち物 打合せて確認
- 期間 平日・土曜日 9時～21時、日・祝日 9時～17時
休館日 月曜日及び年末年始

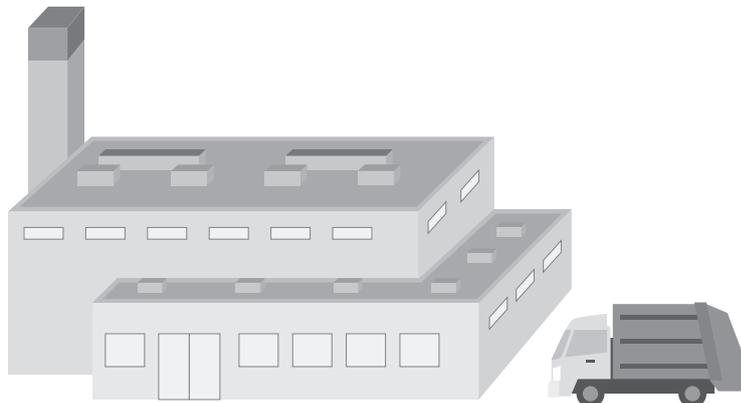
★東海村中央公民館
TEL : 029-282-3329
FAX : 029-282-7813

展開例

夏休みに開催しているプログラムですが、実施時期は学校の要望に応えます。

所要時間(応談)

学習課題	タイトル	ねらい
郷土の歴史や文化への理解	東海村の民話、昔話	伝承された民話や昔話に込められた教訓や歴史から、郷土に埋もれた文化や昔の人の暮らしを学ぶ。
人権擁護に関する理解	ゲートキーパーってなんだろう	自殺防止の役割を担うゲートキーパーの役割を学び、同時に命の大切さについて深く学ぶ。
障がい者に関する理解	手話を体験してみよう	聴覚障がい者が暮らしていくうえで欠かせない手話を学ぶことから、障がいを持つ方に対する接し方等を学ぶ。
地球環境保全に関する理解	意外としらないゴミの行方	<p>ゴミの分別やりサイクルの現状を学び、マイクロプラスチック問題など生活を取り巻く環境問題に取り組む。</p>  <p>(村清掃センターでの説明会)</p>



実施時期は
学校の要望に応えます

「とうかいまるごと博物館」(文化振興)

所要時間(応談)

学習課題	タイトル	ねらい
伝統文化	村の歴史や伝統を学ぶ	<ul style="list-style-type: none">• 村内で出土した貴重な遺物と古代の東海村の暮らし• 中世の城跡、石神城主の小野崎氏の時代の村の様子• 真崎浦の大規模な干拓事業
環境	村の自然に触れる	<ul style="list-style-type: none">• 天体観測会と星の話• 久慈川河川敷の探鳥会• 化石発掘体験と化石にまつわる不思議な世界• 自然観察会  <p>(自然観察会で川の生物を観察)</p>



公民館とは

- 公民館は社会教育法に規定された施設で、国の設置運営基準(平成15年6月改定)に則った機能が求められ、多様な学習機会の提供に努めることとされています。
- 公民館自体には、物(資料や収蔵品)や人(学芸員や司書)は少ないのですが、地域で活動している団体等とのコーディネート機能を有しています。
- 他の機関と連携した講師派遣により学校のニーズにあった講座が開催可能です。
- 公民館以外の社会教育施設(図書館、博物館、スポーツ施設等)と連携して、出前講座の設定も可能です。
- 料金について
公民館の会議室使用料については、各自治体の設置管理条例や規則に規定されていますので、各公民館にお問い合わせください。

ご担当の先生方へ

● 申込について

活動日の3ヶ月前を目安に、一度お電話でご相談ください。2ヶ月前に打合せを行いますので、公民館にお越しく下さい。なお、申請書の提出については、各公民館にお問い合わせください。

● 保険について

公民館活動に際して事故や傷害が起こった際には、公益社団法人 全国公民館連合会の「公民館総合補償保険」に加入している公民館もありますので、各公民館にお問い合わせください。

※このプログラムは東海村中央公民館のモデルプログラムです。他の市町村の方は、それぞれの市町村の公民館に相談してみましよう。



IV Q&A こんなときどうするの？

学校

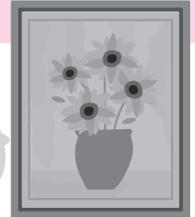


Q1

課題を特に設定せずに、社会教育施設に行った時に
思いついたことを自由に調べ学習させようと思います。
このような活動は適切でしょうか。

A1

各学校で定める総合的な学習の時間の目標や内容を全く
踏まえないような活動は、総合的な学習の時間の趣旨から
考えると不適切になります。探究的な学習の過程(問題解
決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動
のこと)を踏まえた学習活動となるよう留意しましょう。



Q2

施設への送迎を保護者に依頼したところ、施設に子供
を送ったあと、プログラムを子供と一緒に参加したい
と相談がありましたが、どうしたら良いでしょうか。

A2

当プログラムは総合的な学習の時間の一環であり、評価を伴うもの
ですので、保護者が一緒に活動することで「知識・技能」「思考・判断・
表現」「主体的に学習に取り組む態度」は育つのか、せっかくの学
びや気づきの機会を摘まれることはないか、自らの力で課題を解決
する力は高まるのか等について、十分に検討する必要があります。



Q3

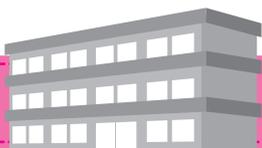
長期休業期間や土日の休業日に、
教師の立ち会いや引率を伴わない活動とありますが、
活動の日に教師は出勤する必要はないのでしょうか。

A3

年間指導計画に基づいた総合的な学習の時間の一環であり、活
動の第一義的な責任の所在は学校にあります。活動日には、児
童生徒の出欠や活動終了時の確認、緊急時の対応などが考えら
れますが、緊急連絡に備えるためのみを理由として学校で待機す
ることがないようにしましょう。



社会教育施設



Q1

児童生徒の評価は社会教育施設でも行うのでしょうか。

A1

社会教育施設は、ワークシートに来館したことを証明するサイン等の記入をお願いします。また、社会教育施設から学校に特に伝えたい児童生徒の様子は特記事項に記入してください。（様式2参照）

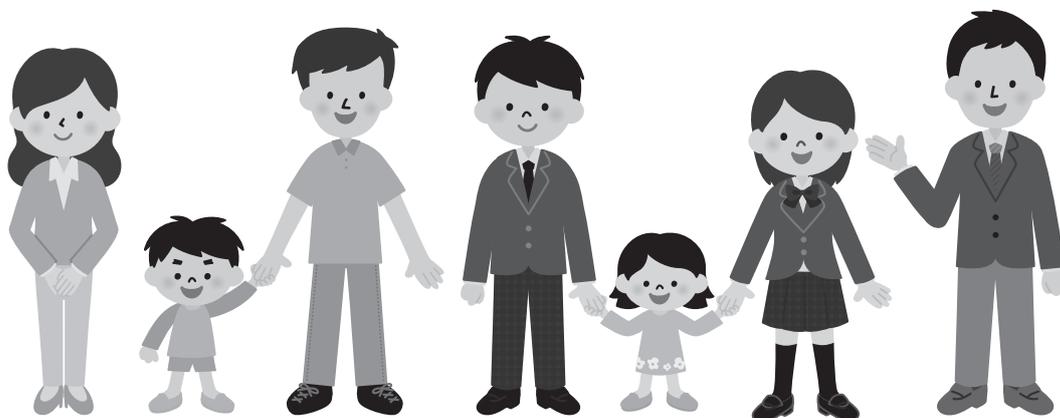


Q2

地震や災害等、突発的な災害があった場合の対応は。

A2

施設の危機管理マニュアルに準じて対応をお願いします。なお、詳細については打合せの時に確認をしておきましょう。



ワンポイントアドバイス

※さらに充実させるために、家庭や地域等との連携が考えられます。

- コミュニティスクール（学校運営協議会制度）等の枠組みを利用し、あらかじめ保護者や地域関係者の理解を得るようにしてみましょう。
- 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の枠組みを利用し、活動先のリストアップや活動先との連絡調整など協力を依頼するなども考えられます。
- 当プログラムは県の社会教育施設をモデルにしたものになっています。各自治体の社会教育施設を活用したい時は、事前に十分に相談をしましょう。

講師を紹介します!

- 茨城県水戸生涯学習センターでは、「スクールサポート事業」等を通して、講師を紹介いたします。公民館での総合的な学習の時間の活動の他、講師が学校に直接伺って活動することも可能です。

「いばらきスクールサポート事業」とは

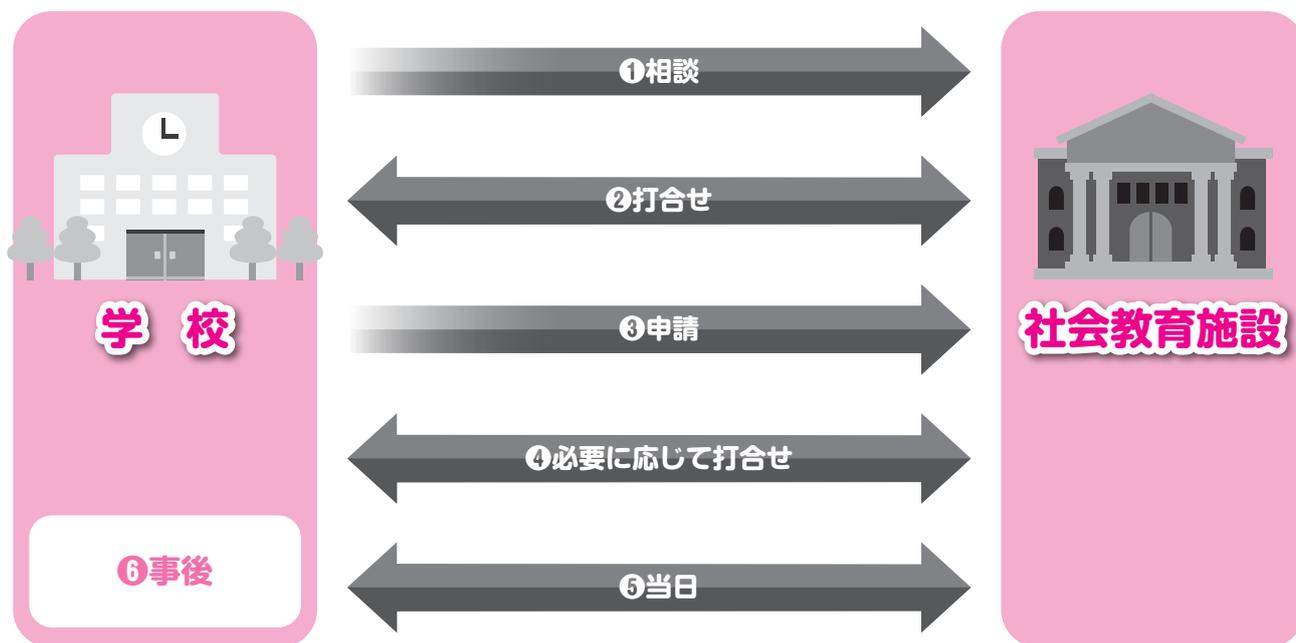
学校教育に関係する専門的な知識や経験をもつ企業・団体・個人の方々による、出前事業や体験活動、創作活動

詳しくは茨城県水戸生涯学習センターまでご相談ください。

TEL:029-228-1313

月曜日(祝日の場合はその翌日)を除く9:00~21:00

【社会教育施設の活用に係るフロー図】



①活動の2～3ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> 活用について社会教育施設に相談します。
②活動の2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> 打合せの内容 活動の内容 児童生徒の情報 緊急時の連絡先など
③活動の1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出 (様式1)
④活動の一週間前	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、最終的な打合せをします。
⑤当日	<ul style="list-style-type: none"> 事前に、児童生徒の学習状況を把握できるワークシートを作成しておきましょう。 (様式2) 前日に施設に明日の参加の連絡をいれると丁寧です。 活動中の緊急時は、社会教育施設から学校に連絡します。 社会教育施設は、児童生徒の退所時に、ワークシートにサインをします。
⑥事後	<ul style="list-style-type: none"> 学校はワークシート等をもとに、評価を行います。

このフロー図は社会教育施設を利用する大まかな流れです。施設により異なりますので、事前に施設にご確認ください。

(例)

休業日等における総合的な学習の時間の社会教育施設利用申請書

年 月 日

(施設の代表) 殿

学校名 _____

学年 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____

FAX _____

E-mail _____

次のとおり、申し込みます。

活動内容	
希望日時	第1希望 月 日 () 時 分 ~ 時 分 第2希望 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数	
担当者 連絡先	
備考	

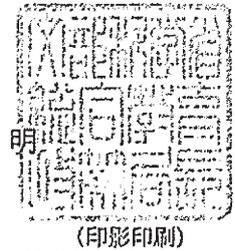
※この様式は、社会教育施設に活動の申請をするのに最低限、必要な記載事項をまとめたものです。施設によって異なるので、事前に確認しましょう。



30文科初第1852号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属小中学校を置く各国公立大学法人の長
小中学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
清水



文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久



休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）

総合的な学習の時間については、各学校において、児童生徒や学校、地域の実態等に
応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく
学習を行うなどの創意工夫を生かした学習活動を積極的に実施していただいていると
ころです。総合的な学習の時間において充実した学習活動を行うに当たっては、実社会
や実生活とのつながりのある実践的な活動を行うことが効果的であり、これまでも各学
校の総合的な学習の時間においては、学校や地域等の実情に応じた学校外の学習活動に
取り組まれているところです。

一方で、総合的な学習の時間において実施される学校の外部における学習活動につい
ては、一般的に長期休業期間や土日等の休業日ではない平日の授業において実施される
場合が多く、また、学習活動を実施する時間の確保や活動先の都合等により、学習活動

を実施する時期や時間帯、内容等が限定的となりがちであるため、文部科学省においては、地域等の協力を得ながら総合的な学習の時間を更に充実させていく観点から、長期休業期間や土日等の休業日、放課後等に学校の外部において教師の立ち会いや引率を伴わずに実施する総合的な学習の時間の学習活動（以下「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」という。）についての基本的な考え方や留意点を下記に示すことにしました。こうした取組を進めていくことは、地域の教育資源の活用による多様な学習活動の充実を図る上で有効であることや、また、学校における働き方改革の実現にもつながると考えられることから、学校の設置者及び各学校におかれましては、十分御了知頂くとともに、その実施について御検討いただきますようお願いいたします。その際、各地域の社会教育施設等との連携についても御検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人におかれては管下の附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

第1 基本的な考え方

各学校が定める総合的な学習の時間の年間指導計画や単元計画等に、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の位置付けを、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて明確にする場合には、各学校の判断によって、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を、総合的な学習の時間の各学年における年間授業時数のうちの4分の1程度まで実施することができること。

第2 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

1. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」については、各学校において定める総合的な学習の時間の目標や内容を踏まえた学習活動となるよう留意するとともに、総合的な学習の時間における探究的な学習の過程に適切に位置付けるよう留意すること。

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」については、公民館

や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設、社会教育関係団体、NPO・企業等の各種団体を含む地域や家庭等の協力を得て行う学習活動を念頭に置くこと。また、学校と地域等との連携に当たっては、例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の枠組みを活用して、育成を目指す具体的な資質・能力や学習活動の目的等について共有したり、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の協力を得たりするなど、地域の教育資源を活用するほか、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編第9章第5節を適宜参照すること。

なお、例えば、各学校において定める総合的な学習の時間の目標や内容を全く踏まえずに、単に児童生徒が自由に学習するような活動については、総合的な学習の時間の趣旨に鑑みて不適切であること。他方で例えば、身近な人の仕事の内容や課題等について聞き取りをしたり、インターネットを活用して調べたりしたことをまとめるなどの、事前に教師が児童生徒に学習活動の具体的な課題を示して家庭のみで学習する活動については、総合的な学習の時間の趣旨に照らし、事後指導を適切に位置付けながら各学校において適切に判断すること。教師が学習活動を具体的に計画する際は、それぞれの家庭の事情や家族構成等に配慮することが必要であること。

2. 指導計画等への記載

各学校において定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に関する以下について記載したものを添付することなどが考えられること。

- ・活動先や活動時期の予定、事前及び事後の指導等の学習活動に関すること
- ・学習活動の授業時数、授業日数に関すること
- ・児童生徒の安全管理に関すること（学校との緊急時の連絡体制を含む）
- ・児童生徒の取組状況の把握に関すること

3. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に関する児童生徒の取組状況の把握と評価

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際には、当該学習活動に参加した児童生徒の様子や感想など、学校が児童生徒の学習状況として把握したい事項等について、あらかじめ活動先に伝達したり、児童生徒に自らの学習活動を記録するワークシートを配付したりするなどの工夫を行うこと。なお、児童生徒が「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に欠席又は参加できなかった場合への対応については、各学校において適宜行うこと。

評価については、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編第8章を適宜参照すること。その際、同解説第8章において、「各学校において定められた評価の観点を、1単位時間で全て評価しようとするのではなく、

年間や、単元などの内容のまとまりを通して、一定程度の時間数の中において評価を行うように心がける必要がある」としていることに留意すること。

4. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」にかかる授業時数、授業日数及び出席日数等の取扱い

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の授業時数、授業日数及び出席日数の取扱いについては、以下によることとする。

- ・各学校が定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習の時間における学校外学習活動」の授業時数及び授業日数を定めること。
- ・指導要録における授業日数は、各児童生徒が実際に学習活動を実施した日数ではなく、上記の指導計画等において定めた授業日数を記載すること。
- ・上記のほか出欠の記録に係る指導要録の取扱いについては、児童生徒の学習状況等を踏まえ、各学校において適切に取り扱うこと。

5. 安全管理の確保

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際は、各学校は、上記「2」において記載するなどした指導計画等に沿って、必要に応じて職場体験活動や校外学習、集団宿泊学習等の外部と連携した活動を実施する際に使用している既存の様式等も活用しながら、あらかじめ活動先と、活動実施日や参加する児童生徒に関する情報、活動内容、及び緊急時における連絡先等について共有するとともに、養護教諭とも必要な連携を行うなど、児童生徒の安全確保に配慮すること。なお、学習活動によっては、必ずしも活動先があらかじめ明確でないような場合も想定されることから、そのような場合は、例えば保護者と緊急連絡先を共有しておくなどの対応を行うこと。

なお、休業日等において、教職員が緊急連絡に備えるためのみを理由として学校で待機することのないようにすること。

上記のように実施する「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」において負傷等の災害が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付の対象になり得るが、その具体的な適用に関する疑義等については、必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会すること。

このほか、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」において児童生徒が活動先の財物に損害を与えた場合等の物損事故等への備えについては、民間の保険へ加入するなど各学校又は教育委員会において必要な対応を行うこと。

6. 家庭や地域等との連携

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際には、

例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の枠組みを活用するなど、その目的や具体的な学習活動についてあらかじめ保護者や地域の関係者と共有し理解を得るよう努めること。その上で、各学校は、例えば、学校や地域の実態等に応じて、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等と連携するなど、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の活動先のリストアップや、活動先との間との連絡調整、実施に当たっての安全確保に関する協力等を依頼するなどの工夫を図るよう留意すること。なお、活動先との間の連絡調整を地域等の協力を得て行う場合は、児童生徒の個人情報やプライバシーの取扱いなどに配慮するよう留意すること。

7. 実施の開始時期

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の開始時期については、2020年度から実施することを基本とすること。なお、本通知に対する各準備が整っている学校においては、次年度中に実施することも可能であること。

8. その他

この通知に示す内容のほか、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の実施に当たり必要なことについては、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編を適宜参照すること。

【本件連絡先】

（教育課程に関すること）

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

TEL:03-5253-4111（内線 2929, 2903）

FAX:03-6734-3734

（社会教育施設、地域と学校の連携・協働に関すること）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課企画係

TEL:03-5253-4111（内線 3488）

FAX:03-6734-3718

令和元年度・令和2年度提案事業 学校支援に係る学習プログラム開発事業に係る実行委員一覧

【令和2年度実行委員】

	担当	氏名	所属・役職
1	アドバイザー	松橋 義樹	常磐大学 人間科学部教育学科 助教
2	委員長	松崎 英政	茨城県水戸教育事務所 学校教育課 主任社会教育主事
3	副委員長	飯村 高志	茨城県水戸教育事務所 学校教育課 指導主事
4		徳増 香織	常陸大宮市教育委員会 生涯学習課 社会教育主事
5		池田 敦司	ひたちなか市教育委員会 指導課 指導主事
6		関谷 万柚子	水戸市立石川小学校 教諭
7		肥高 諒	水戸市立緑岡中学校 教諭
8		大槻 晋吾	茨城県立図書館 普及課長
9		川田 寛子	茨城県立歴史館 教育普及課長
10		仲田 敦子	茨城県近代美術館 主任学芸主事
11		大内 伸二	茨城県中央公民館連絡協議会 会長

【令和元年度実行委員】

	担当	氏名	所属・役職
1	副委員長	伊師 直之	茨城県水戸教育事務所 学校教育課 指導主事
2		国府田 庄一	ひたちなか市教育委員会 指導課 指導主事
3		平川 眞由美	茨城県近代美術館 首席学芸主事

【事務局】

	氏名	所属・役職
1	小沼 公道	茨城県水戸生涯学習センター 所長
2	川村 靖	茨城県水戸生涯学習センター 次長
3	長谷川 馨	茨城県水戸生涯学習センター 副参事兼企画振興課長
4	篠崎 昌子	茨城県水戸生涯学習センター 主任社会教育主事
5	田山 善堂	茨城県水戸生涯学習センター 主任社会教育主事

令和2年度 提案事業「学校支援に係る学習プログラム開発事業」
『長期休業期間、土日等の休業日等に学校外での総合的な学習の時間×社会教育施設 活用の手引き』
令和3年3月発行

編集・発行 公益財団法人茨城県教育財団 茨城県水戸生涯学習センター
〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029-228-1313

FAX 029-228-1633

URL <http://www.mito.gakusyu.ibk.ed.jp/>

E-mail lifelong@mito.gakusyu.ibk.ed.jp

Facebook [https://www.facebook.com.mitoshougai/](https://www.facebook.com/mitoshougai/)

Twitter twitter.com/mitoshougai/

